

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行: 箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～箕面市からのお知らせ～

9月の障害者雇用支援月間にあたり 勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行いました！

箕面市では、障害者の職業的自立意欲の向上と、市内事業所における障害者雇用の推進をめざして、障害者雇用支援月間である9月に勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行っています。

今年も9月2日(月)に勤労障害者のかた 4 名と障害者雇用優良事業所 1 事業者を表彰いたしました。市内各事業所におかれましては、引き続き障害者雇用へのご理解とご協力をお願いいたします。

障害者雇用優良事業所 「ワンカルビ箕面小野原店 様」

-目次-

- 勤労障害者及び障害者雇用優良事業所表彰を行いました！ [箕面市]・・・1 ページ
- 高年齢者雇用管理セミナー [ハローワーク池田]・・・2～3 ページ
- フリーランスの取引に関する新しい法律が 11 月にスタート！ [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・4～5 ページ
- 製造業のみなさまへ 死亡災害が急増しています [淀川労働基準監督署]・・・6～9 ページ
- 大阪府労働環境課「労働相談」のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・10 ページ
- 2024 年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 [公益財団法人 21 世紀職業財団]・・・11 ページ
- 中小企業退職金共済制度のご案内 [中小企業退職金共済事業本部]・・・11 ページ

～ハローワーク池田からのお知らせ～

Zoom (ウェビナー)
によるオンラインセミナー

要予約

受講料無料

高年齢者雇用管理セミナー

～活き活きと働き続けるために～

令和6年

10月10日(木)

定員(先着順)

300名

対象者
企業の労務・
人事担当者であれば、
どなたでも
受講可能です。

14:00～16:00

(13:45～入室可能)

参加申込期限
令和6年10月9日(水)まで

※定員になり次第、受付を
終了させていただきます。

少子高齢化の急速な進展により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、高年齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指すため、高年齢者雇用をテーマとしたセミナーを開催します。

<プログラム>

(安全面) 「高年齢労働者の労働災害防止対策等について」

講師：淀川労働基準監督署

(制度面) 「高年齢労働者の賃金・評価制度について」

講師：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
専門家 社会保険労務士 増田 哲也

(採用面) 「高年齢者採用に係るハローワークの支援等について」

講師：ハローワーク茨木

主催 ハローワーク淀川 ハローワーク池田 ハローワーク茨木

共催 淀川労働基準監督署 茨木労働基準監督署
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター



お申し込み方法は
次ページをご確認ください

申込方法

- 1 以下より申込フォームにアクセスし、必要事項を入力の上お申し込みください。



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-6fovXZBr0FXcLnRVqx8>

- 2 申込フォームに記載されたメールアドレス宛に申し込み完了メールが自動送信されます。
申し込み完了メールには、「説明会URL・ID・パスコード」「セミナー資料の掲載URL」「注意事項」等が記載されていますので、当日まで大切に保管してください。

- 3 **参加申込期限：令和6年10月9日(木)**

参加方法

■ スマートフォンまたはタブレットから参加される方

事前にアプリをインストールし、当日はアプリから参加してください。

いずれの端末を使用する場合でも
Zoomのアカウント登録は不要です。

■ パソコンから参加される方

Webブラウザから参加可能です。(アプリのインストールは不要です。)

➡ Zoomウェビナー参加方法



https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/youseikouza_sankahouhuo.pdf

注意事項

- 1 インターネット環境は利用者様ご自身で準備いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様のご負担となります。
- 2 Zoomアプリケーションのインストールに関すること、通信環境・通信状況の不具合等については対応できませんのであらかじめご了承ください。
- 3 録画や録音は一切禁止します。

■ Zoomのインストールはこちら

Android端末 をお使いの方	iPhone/iPad をお使いの方



■ パソコンからの参加はこちら

こちらのURLから参加してください。

<https://zoom.us>

■ お問い合わせ

<セミナーについて>

ハローワーク茨木 事業所サービス部門 吉村
Tel : 072-623-2551 (部門コード 31 #)

<申込フォームについて>

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
Tel : 06-4792-8205
E-mail : shien@sr-osaka.jp

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

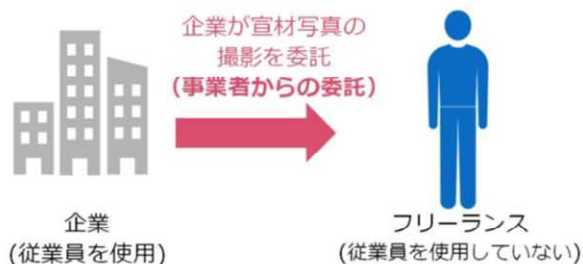
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象外

この法律の対象



消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者ではなく消費者からの委託)

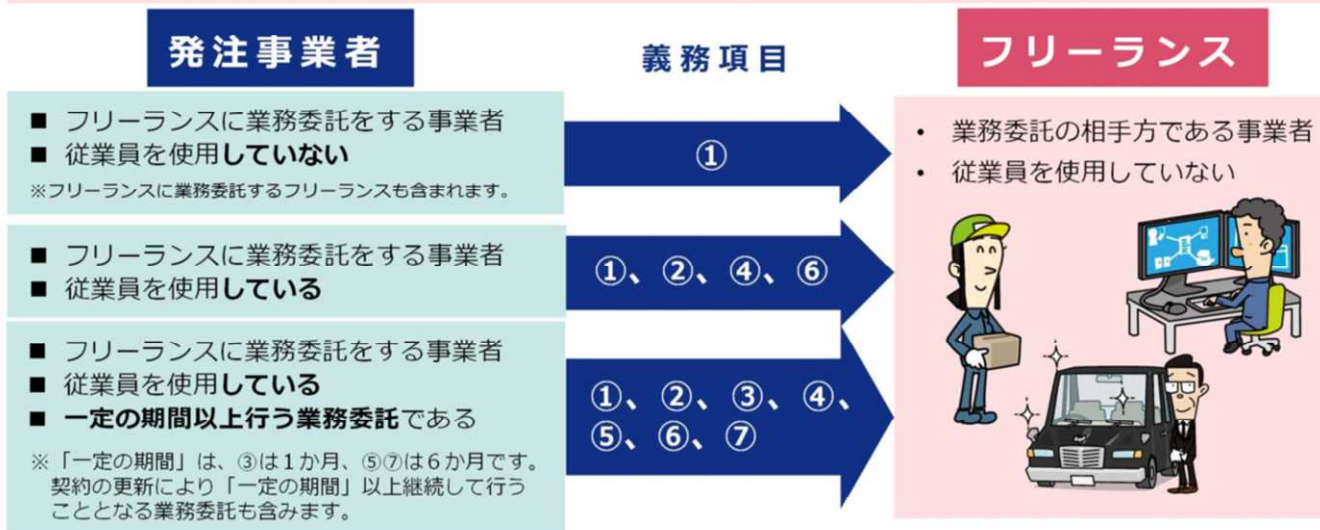
自作の写真集をネットで販売
(委託ではなく売買)



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課 06-6949-6494）までお問合せください。



内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省

製造業のみなさまへ



死亡災害が急増しています。

大阪府内における令和6年7月10日現在の死亡災害は、14人と昨年同期に比べ7人の大幅な減少（前年比 33.3%減）となっています。

しかしながら、**製造業**に至っては、6人で昨年同期の2人から**大幅に増加**し（前年比 200.0%増）全体の約42%を占める状況となっています。

事故の型別では、**半数が「はさまれ・巻き込まれ」**によるもので、起因物別では、**6割以上がコンベアやクレーンなどの「物上げ装置、運搬装置」**となっています。

さらに6人の内、**半数が60歳以上の高齢労働者**となっています。

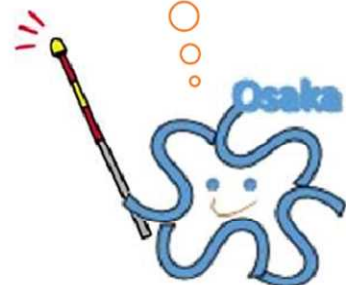
近年の製造業の死亡災害発生推移から、1年間に発生する死亡災害の傾向は、7月10日までの発生数の1.5倍（最低）～4.0倍（最高）、平均で2.5倍となっており、このままの状況が続くと死亡災害全体にも影響を及ぼす恐れがあります。

死亡災害を防止するため、使用する「物上げ装置、運搬装置」などについて**リスクアセスメント**を行い、**管理監督者**がその危険性や有害性を十分に把握し、**適切に安全作業指示**を行うことに加え、作業者自身も危険に対する感受性を高め作業することが重要です。

そのためには、「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」の4つの活動に取り組む **大阪発・新4S運動** に一丸となって取り組みましょう。



死亡災害が増加しているぞ、安全作業に取り組もう！



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

R6.7

令和6年 製造業死亡災害事例

令和6年7月10日現在 死亡災害報告による

番号	発 生 月	業 種	性別	年 齢	職 種	経験	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	1月	パン、菓子 製造業	男	<u>70代</u>	パン・ 菓子製造工	17年	墜落、転落	<u>コンベア</u>	工場内製造ライン上部のコンベア部分（高さ2.5m）をモップを用いて拭き掃除を行っていたところ、足を踏み外し落下した。 なお、墜落制止用器具及び保護帽は着用していなかった。
2	1月	染色整理業	男	<u>80代</u>	染色・ 仕上工	14年	墜落、転落	<u>エレベータ、 リフト</u>	事業場内のエレベーター（積載荷重表示240kg）搬送器が昇降路扉が全開で1階に着床しており、さらに3階の昇降路扉は0.3m程度開いている状態で搬送器の天井の上に倒れているのが発見された。
3	3月	鋳物業	男	40代	鋳物工	6年	<u>はさまれ、 巻き込まれ</u>	<u>コンベア</u>	鋳物の砂型の解体作業に従事していたが、解体後の砂を粉砕するシェイクアウトマシンから、地下ビットに設置の排出される砂を運ぶベルトコンベアのプーリー部に左腕を挟まれた状態で同僚に発見された。
4	4月	製鉄・製鋼・ 圧延業	男	40代	金属製品 製造工 (一貫作業によるもの)	17年	<u>はさまれ、 巻き込まれ</u>	その他の 金属加工用機械	鋼管を円錐状にする機械の絞りロール台にて、調整作業等を行っていたが、原点復帰のために戻ってきた主軸台ラインと絞りロール台の間に両足の膝下を挟まれ、両足を切断した。
5	6月	製材業	男	<u>60代</u>	製材工	6年	飛来、落下	その他の装置、 設備	木材加工作業中、木くず等を集塵する集塵機のダクト（高さ約7mでワイヤーロープにより数か所吊られている状態）が、頭部に落下した。
6	6月	その他の 金属製品 製造業	男	30代	作業員・ 技能者	8ヶ月	<u>はさまれ、 巻き込まれ</u>	<u>クレーン</u>	つりクランプを用いて玉掛けしたH鋼（幅0.35m、長さ7.18m、高さ1.1m、重量約2.3t）を橋形クレーン（つり上げ荷重5.07t）を用い、所定の位置に移動させた後クランプを外したが、相番者がクランプを外しきれていない状態で巻き上げボタンを押したためH鋼が倒れ胸部等挟まれた。

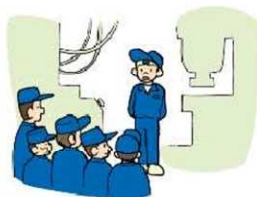


職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されています

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされています。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業（※）を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

※すでに職長教育の対象



職長とは？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等さまざまな名称で呼ばれています。

仕事を行う上で、現場で指揮命令する人が職長です。

（出典 中災防発行「職長の安全衛生テキスト」をから抜粋）

職長等の安全衛生教育の適用業種が拡大

検索



大阪発・新4S運動

「Safety」 「Satisfy」 「Shine」 「Smile」
安全 満足 輝く 笑顔

- ◎ 「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」をスローガンに掲げた大阪発・新4S運動は、安全で健康に働くため、労働者の理解を得て労使が一体となり安全の基本である4S(5S)整理・整頓・清掃・清潔・（躰）を基盤にヒヤリハット事例収集からKY活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムへとステップアップさせ、自主的な安全衛生活動を活性化していく安全文化運動です。
- ◎ この運動は、令和5年度を初年度とする「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、4つの活動「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」を展開するとともに、多様な働き方や外国人労働者など、互いに多様性を理解し合い、全ての労働者の安全と健康が確保され、人々が就労する安全衛生環境に満足し、輝く笑顔で働くことができる職場の実現に向けて取り組むものです。



《 スローガン 》 「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

《 期間 》

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

令和5年度から5か年

大阪発・新4S運動

検索

4つの活動に取り組もう！

安全見える化活動

- 「年間安全衛生計画」を作成・実行し、「安全衛生活動」に見える化
- 事業場の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」に見える化 など

安全Study活動

- 各級管理者安全衛生教育、危険体感教育、eラーニング教材を使用した計画的な教育の実施
- 高齢者、外国人、非正規労働者は、特性に応じた雇入れ教育、危険体感教育の実施 など

リスク評価推進活動

- 「年間安全衛生計画」にリスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込む
- 作業ごとにリスクアセスメントを実施し、これに基づく低減措置の実施、残存リスクの見える化 など

命綱GO活動

- 安全带（墜落制止用器具）使用の重要性を再認識し、作業間で相互の使用確認の徹底
- 二丁掛安全带を基本に高所作業におけるフルハーネス型安全带の使用の徹底 など

高齢労働者の災害防止

近年、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にある状況を踏まえ、高齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」が開催され、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、事業者及び労働者に求められる事項や国、関係団体等による支援について検討結果を踏まえ、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）が策定されました。

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容（概要）

事業者求められる事項

高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組ましましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「高齢労働者の労働災害防止対策」の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています





1. 安全衛生教育の重要性

機械設備の安全化、作業マニュアルの整備などによる安全対策が講じられたり、リスクアセスメントの取組みが進められていますが、実際に作業を行う労働者や、労働者を指揮・監督する者が安全についての知識や技能を十分に有していないと、これらの安全対策も実効をあげることができません。特に危険な業務に従事する労働者が安全についての知識、技能を十分に持たないで作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながりかねません。

このような安全衛生に関する知識を付与する安全衛生教育は、労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

このため、厚生労働省では、「安全衛生教育等推進要綱」を定め、各種の安全衛生教育の計画的な推進を図っています。

2. 教育の種類

●労働安全衛生法により義務付けられている教育

①雇入れ時教育 ②作業内容変更時教育 ③特別教育 ④職長等教育

●実施に努めなければならない安全衛生教育

①安全管理者等労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育
②危険または有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 ③健康教育

安全衛生教育等推進要綱で実施が推奨されている安全衛生教育（抜粋）

	対象者	教育の実施
1	危険有害業務（就業制限業務および特別教育対象）に準ずる危険有害業務に初めて従事する者	特別教育に準じた教育、危険有害業務従事者教育
2	危険有害業務および作業強度の強い業務に従事する者等	高齢時教育（おおむね45歳に達したとき）
3	安全推進者、職長等	能力向上教育に準じた教育
4	作業指揮者	指名時の教育
5	安全衛生責任者	選任時の教育、能力向上教育に準じた教育
6	危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者	指名時の教育
7	特定自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育
8	定期自主検査に従事する者	選任時の教育
9	生産技術管理者、設計技術者	機械安全教育
10	経営トップ等	安全衛生セミナー
11	管理職	安全衛生教育
12	その他・安全衛生専門家	実務向上教育

3. 教育の実施

教育の実施に当たっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的に実施していくことが重要です。

1. 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施時期、実施場所、講師、教材等を定めた年間の実施計画の作成

2. 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育に関する業務の実施責任者の選任

3. 教育内容の充実

ア 教育内容の充実のため、講師、教材の選定について留意

イ 高年齢労働者、外国人労働者および就業形態の多様化等に適切に対応

4. 安全衛生教育センターの活用

安全衛生教育水準の向上を図るため設置された安全衛生教育センターを活用し、より有効な安全衛生教育の実施

～大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課からのお知らせ～

大阪府労働環境課「労働相談」のご案内

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇う方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

大阪府労働相談センターでの労働相談

【場所】〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士が相談に応じます。

【利用日時】予約時にご確認ください。

◆職場におけるメンタルヘルス専門相談（要予約／面談のみ）

医師、臨床心理士及び産業カウンセラーが相談に応じます。

【利用日時】第1・2・3・4火曜日：14時～17時

第1水曜日：14時～17時

※特別労働相談、メンタルヘルス専門相談は、あらかじめ相談員による相談を経た上で実施しています。

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆チャットボットによる労働相談

24時間、365日、6言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）による労働相談が可能です。

〈こちらからご利用ください〉



<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/shokorodo/app/index.html>

◆外国語相談：06-6946-2600（要予約／面談、オンライン、電話）

対応言語（英語、中国語、ベトナム語など12言語。）

※日本語にて要予約

※詳細は下記ホームページよりご確認ください。

ホームページはこちら



<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

<大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右の二次元バーコードを読み込んでアクセスしてください。



～公益財団法人21世紀職業財団からのお知らせ～

2024年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2024年10月10日(木) 13:30～16:30 担当講師 杉本 登志子
2024年11月13日(水) 13:30～16:30 担当講師 亀井 園子
2024年12月 3日(火) 13:30～16:30 担当講師 村田 早苗
2025年 2月20日(木) 13:30～16:30 担当講師 三浦 剛
開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)
受講料 15,400円(テキスト購入別途)

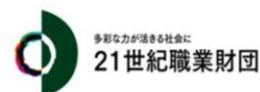
2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。
相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、
ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2025年 1月29日(水) 9:30～16:30 担当講師 三浦 康子
開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)
受講料 30,800円(テキスト購入別途)

※なお、お申込み時すでに満席になっている場合もございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL (06) 4963-3820
FAX (06) 4963-3821
E-mail: kansai@jiwe.or.jp
右記下段 HP よりお申込みください → URL: <http://www.jiwe.or.jp>



～中小企業退職金共済事業本部よりご案内～

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

中^{CHU}小企業
退^{TAI}職金
共^{KYO}済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税
手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので
管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索



(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211